

○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合公告式 条例

昭和44年5月20日

条例第2号

改正 令和3年11月条例第2号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入し、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、管理者の市の掲示場に掲示して、これを行う。ただし、天災地変等によりこの掲示場に掲示することができないときは、公衆の見やすい場所に掲示して、これに代えることができる。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則について準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程について準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、組合機関の定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条中「管理者」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは「当該機関名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（令和 3 年11月条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。